

平成 26 年（ワ）第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件  
原 告 唯野 久子 外  
被 告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

### 第 3 準 備 書 面

2016 年 1 月 27 日

東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏  
外



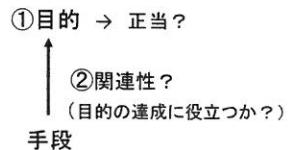
以下は、第 3 回口頭弁論期日において、弁論を行う際に使用する資料である。



## 原賠法の目的・手段

### 法律の違憲審査

— 目的手段審査 —



2

### 原賠法の目的

- ①被害者の保護(第1目的)  
↓  
矛盾? 正当?  
②原子力事業の健全な発達(第2目的)

3

### 1961年の法律制定時の国会審議

有沢広巳(原子力委員会委員)

この法律の基本目的は、まずもって被害者の保護をはかり、それから、事業者が民間の場合においては、その民間の事業が成り立っていくように保護をはかる。  
‥この順序のとおりお考え願ってけっこうだと思います。

4

### 井上亮説明員

(総理府事務官／科学技術庁原子力局政策課長)

立法の趣旨としましては…第三者の保護の方に主眼を置いております。…従いまして、この法案におきましては、第一條にありますように、まず、被害者の保護をはかるということを第一に述べ、それから『原子力事業の健全な発達に資する』というような表現にしているわけでございます。」

5

### 「健全な発達」の解釈

原子力事業の健全な発達  
↓  
「被害者の保護」を優先  
いたずらに事業を拡大することではなく安全性を確保し、社会的に容認される原子力事業を展開していくこと

6

## 本間照光・青山学院大学教授

原賠法は『被害者の保護』と『原子力事業の健全な発達』を目的としている。そのばあい事業の発達なら何でもいい、不健全な発達も目的だとされているわけではない。『加害者の保護』と『被害者の保護』が並列されているのではなく、被害者保護として2つの目的はひとつである。

…仮に、原子力事業の発達がなお可能だとしても、事故に備えず、事故を起こし、被害を拡大し、賠償を怠り、事業と政策の転換なしに稼働させることを、原賠法は『健全な発達』として容認しているわけではない。

被害者救済を最善かつ最優先に図る

+

原子力事業がより安全な事業として社会に容認され、継続していくような損害賠償制度を確立すること

⇒ このように解釈することよってのみ、目的の正当性が認められる

## 原賠法の手段

### 原子力事業者への

- ①責任集中：電力会社の無過失・無限責任  
(+ メーカーの免責)
- ②損害賠償措置の強制
- ③国の援助

## ①責任集中

### 被告GE

(答弁書 第4の2(1)ウ[5頁])

「責任集中の当然の帰結として、原子力事業者以外の者は責任を負わない」

↓  
電力会社の無過失・無限責任とメーカーの免責は不可分一体？

## メーカーの免責規定

### 被告GE

「被害者を保護するための制度の一環であり、国の援助制度と不可分の関係にある」

(答弁書 第3の1(1)[3頁])

⇒ メーカー免責のために「責任集中+国の援助」は不可欠

「条約上の義務」→CSC条約

(答弁書 第4の2(5)[8頁]、第5の1[9頁])

## メーカーの免責は国際的な義務？

### 米国・プライス・アンダーソン法(PA法)

メーカーを免責せず、それぞれの関係者の責任を原子力事業者に集める経済的責任集中制度を採用

### 日米原子力協定

1958年発効時の免責条項(→1968年協定)

→ 現在有効な1988年の協定では継続せず

↓

日米が互恵的に原子力事業者以外の原発メーカー等の賠償責任を排除しない

## ②損害賠償措置の強制

「原子力損害に関しては、民間の保険会社の責任保険の引受能力には限界がある。そのため、多数の原子力関連供給者等が保険をかけようすると、民間責任保険の引受限度額の中で保険が細分化されてしまい、賠償能力を保険により十分に担保できなくなる。」

(被告GE答弁書 第4の2(1)イ【5頁】)

被告東芝、被告日立も同旨)

13

賠償措置額=1200億円

本件原発事故の賠償金 → すでに数兆円規模

「賠償能力を保険により十分に担保」

↓  
もとより不可能

14

## 大塚直・早稲田大学教授

### <責任集中の利点>

被害者の賠償責任追求の容易化／保険累積問題回避  
↓しかし

- ・責任主体が多い方が被害者にとって有利なケース  
ex.1999年 東海村JCO臨界事故
- ・すべての者を共同被保険者とする保険引受けをおこなういわゆるオムニバス方式、つまり経済的責任集中をすれば十分対応可能

⇒ 法的な責任集中をとることになった真の理由は、外国の原子炉メーカーが責任を回避することにあつたのであり、再度吟味する必要

15

## 前出の井上亮説明員

ニューヨークでGEの副社長以下と話合った時には、GE社の方針として完全なmakerの免責を絶対的な条件とすることを強調していた

(昭和34年12月16日 第53回原子力委員会  
定例会議議事録 12頁)

↑  
日本の原賠法制のめどがつくまでは  
日本原子力研究所との契約締結をしない

16

## ③国の援助

「政府は…必要があると認めるときは…原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。」

「原賠法16条1項の政府の援助は、被害者の損害賠償に必要な場合には必ず、しかもその全額を原子力事業者が賠償できるように行われるのであって、原子力事業者による原子力損害に対する損害賠償が完全に履行されることが法令上担保されていることは明らかである」(被告日立答弁書 第3の1(2)【5頁】)

17

「必要があると認めるときは」

卯辰界・法学博士『現代原子力法の展開と法理論』  
・被害者救済の観点から付随的に援助を行うことが想定  
・国会の承認事項  
・運用について pragmatiqueな議論が行われた形跡なし

⇒米国：有限責任制でありながら、損害賠償措置額超過の場合 の完全補償を行うべく、1990年の大統領委員会報告書において具体的提言

損害賠償範囲がどの程度になるかによって事後的に対応

↓  
いかなる場合に援助が行われるかにつき  
国は自らの裁量に基づいて決定

18

## 「行うものとする」

原賠法制定時の法制局長官・林修三氏『法令用語の常識』

「……しなければならない」又は「……する」というような用語……に近いが……もう少し緩和した表現を用いる方が適当であると考えられる場合に、この用語が用いられる  
…合理的な理由があれば、それに従わないことも許される  
というような解釈が出てくる余地



援助の必要性については認められるという場合であっても、財政状況等を理由に、援助を行わないということができる

19

## 第2目的のためにメーカー免責が必要？

被告GE

原子力事故が発生した場合、原子力関連供給者等も損害賠償責任を負うとすると、原子力関連供給者等は、巨額の損害賠償義務を負わされる危険があり…原子力事業者に対する物の供給・サービスの提供を拒む可能性が高く、原子力産業の健全な発展を阻害する  
(答弁書第4の2(1)ウ[6頁])

レメーカーの本音

無秩序な肥大化(\*健全な発達)

20

責任集中制度は、①②③を併せて考えても、第1目的、第2目的いずれにも合理的な関連性を見出すことはできない。

つまり、役に立たない



被害者の権利を制約する責任集中制度  
少なくともメーカーの免責規定は違憲無効

21

## 原賠法の想定

—第2回口頭弁論におけるGE代理人の発言—

前出の有沢委員…事業者の無限責任に関連して

事実起ることはなし又起これば完全に原子力開発は中止する様なこの種の災害のためには、それにより起る事実の予想よりは、形式を整えて国民に安心感を与へることの方が大切だ  
(1960年3月22日 第16回原子力委員会臨時会)

22

「原子力損害の賠償に関する法律案想定問答 昭和35年 原子力局」(科学技術庁原子力局)

Q. 50億円の賠償措置→「この程度の内容で被害者保護が充分に図られると考えられるか」

A.「被害者保護のための規定としては、(責任集中制度)…等が挙げられる。政府としては賠償措置額をこえるような大規模な災害は先ず生じないと確信しており、上の措置によって被害者の保護は充分に達せられる」

23

## ノー・ニュークス権

(原子力の恐怖から免れて生きる権利)

平和的生存権(憲法前文)

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生きる権利を有する

自衛隊イラク派遣の差止め、違憲確認および損害賠償請求訴訟  
⇒具体的権利性が認められた  
(名古屋高判 2008年4月17日)

24

### 被告の反論

「原子力の恐怖」とは、単なる漠然とした不安感に過ぎず、法的保護に値しない

通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れを感じるという場合



法的に保護されるべきは当然！

26

### ノー・ニューカス権の内容

通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合、この権利に基づいて、妨害の排除、または予防を請求し得る

➡ 具体的には

原発事故によって被害を受ける可能性のある人々は、その原発の安全性が完全に保障されない限り、ノー・ニューカス権に基づいて、建設ないし運転の差止めを求めることができる。また、その安全性にかかる一切の情報を求める事もできる

28

### 原発事故発生後のノー・ニューカス権

完全な被害賠償を受ける権利

賠償責任 ⇒ 損害補填機能 + 制裁的機能

(+ 損害惹起の抑止機能)

※不法行為法における制裁的機能は決して小さいものではない  
(近江幸治)



原発事故の被害者は、ノー・ニューカス権に基づき、事故の原因者に対し、完全な被害賠償を求めることができる

27

損害を最小限にとどめるよう求める権利

(ア)当該事故を迅速に収束させるよう求める権利

(イ)避難の権利

cf. 原発事故子ども・被災者支援法（2012年6月21日成立）

cf. アメリカPA法：予防的避難費用

同様の権利侵害が発生しないよう求める権利

(ア)原因者および事故原因の究明

(イ)新たな規制等による安全の保障

28

### ノー・ニューカス権の侵害

原発事故発生後のノー・ニューカス権は  
事故の原因者に損害の賠償を求める権利を包含



結論

本件免責条項を含む責任集中制度は  
国民のノー・ニューカス権を不当に侵害  
⇒ 違憲無効

29



### ノー・ニューカス権の根拠

30

## ノー・ニューカス権の根拠

### 原子力特有の性質

- ・コントロール不能性
- ・被害の特異性

→単なる恐怖感や不安感にとどまるものではなく、合理的理由に基づく切実な恐怖  
このような恐怖から免れて生きることを求めるることは憲法上の権利

## 原子力のコントロール不能性

### 「二重の意味」でコントロール不能

- ・原子力事故を完全に防ぐことは不可能
- ・原発事故により放射性物質が大気中に拡散された場合、早期の収束や被害拡大を防ぐことはできない

31

## 原子力事故を完全に防ぐことは不可能①

- ・1950年代から現在まで世界でレベル4以上の事故が14件発生

日本は、1990年以降レベル4以上の事故を複数起こした唯一の国  
1999年 東海村JCO臨界事故  
2011年 福島第一原発事故

2014年末までの間に日本国内で1246件の原発関連事故が発生

33

## 原子力事故を完全に防ぐことは不可能②

- ・原発は極めて複雑なシステム  
→設計・建設・保守管理・危機管理という全体を理解している人はいない  
「原発の全体を隅々まで1人で理解している技術者はこの世に1人もいない」(元原発技術者技術者 小倉志郎氏)  
→予期せぬ事故時に適切に対応することが困難
- ・放射能汚染によって事故後の原因究明も困難  
→事後的な安全対策も困難

34

## 原発事故により放射性物質が拡散された場合、早期の収束や被害拡大を防ぐことはできない

- ・放射性物質の大気中への放出→広範囲に汚染が拡大
- ・放射性物質の回収困難  
→ 大気・土壤の汚染によって放射線による長期の健康影響
- ・汚染水の発生

35

## 原子力による被害の特異性

- ・放射性物質による健康被害
- ・放射性物質の生態系への影響
- ・放射性物質放出による居住不能地域の発生

→一度の事故が多くの人の生命に危険を及ぼし、さらに生態系そのものを破壊し、長期にわたり広範囲の居住不能地域が発生するというのは、他の事故には見られない原発事故特有の被害

36

## 放射性物質による健康被害①

### ・急性障害

(リンパ球、白血球の減少、吐き気、発熱、下血、最悪の場合には死亡)

東海村JCO臨界事故では、2名が急性放射線障害で死亡

→大量の放射線被曝は、いかなる医療によっても回復不可能な打撃を人体に与える

### ・晩発性障害(がん、白血病などの発症リスク)

被ばく線量に比例して直線的にリスクが増加する(LNTモデル)

一定量以下の被曝であれば安全であるという閾値は存在しない

37

## 放射性物質による健康被害②

### ・本件事故による小児甲状腺がんの増加

事故当時福島県に居住していた18歳以下の住民の健康調査

平成27年3月31日現在、127人が甲状腺がんの「悪性ないし悪性の疑い」との診断を受け、104人が手術を受け、103人が甲状腺がんと確定

→甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べ、数十倍のオーダー多い

チエルノブリ原発事故では、事故後4年目以降本格的な小児甲状腺がんの増加があったことから、今後更に発症数が増えることも懸念される

38

## 放射性物質放出による居住不能地域の発生

### ・放射性物質による環境汚染

半減期の長い放射性物質が放出されることによって、大気・土壤が汚染され、人体に有害な放射線が長期間にわたり放出され続ける



長期間にわたり人間の生活できない地域が発生する

39

避難指示区域の概要図



40

## 福島の現状①

・福島県内の515km<sup>2</sup>の土地が年間20mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域

・1778km<sup>2</sup>の土地が年間5mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域

41

## 福島の現状②

### ・避難者の苦難

避難区域指定による避難者数(2011年8月29日時点)

警戒区域 約7万8000人

計画的避難区域 約1万10人

緊急時避難準備区域 約5万8510人 合計約14万6520人

避難生活のストレスなどが原因で死亡した「原発関連死」の総数は、少なくとも1232人(2015年3月10日付け東京新聞)

42

### 福島の現状③

- ・本件原発事故は未収束

30年から40年後を目標に燃料デブリを取り出し、放射性廃棄物の処理処分を終了させる

汚染水の海洋への漏出

43

### 原子力の恐怖

- ・原発事故を防ぐことは不可能

- ・原発事故による被害は他の事故と比較し異質

原発事故による被害者は、生命・身体を害され、地域・人間関係・コミュニティ・事業・財産を奪われるのであり、被害者の人格は完膚なきまでに打ちのめされる

→原子力の恐怖は、他の事故や病気の恐怖などとは次元を異にするものであり、このような原子力の恐怖から免れて生きたいという思いは、人格に対する具体的な危険から逃れたいという合理的かつ切実なものである

44

### 学説の動向

- ・中里見博准教授

日本国憲法には、社会的生存権(憲法25条)と平和的生存権(憲法前文)という2つの生存権が存在し、原発はそのいずれをも侵害している

原発による被害の固有な性質からすれば、社会的生存権と平和的生存権の両方に輪足を置きながら、原発の存在そのものに対抗する新しい人権として『環境的生存権』を構想すべき時期にきている

45

### 学説の動向②

- ・清野幾久子教授

環境的人格権は、原発施設の設置・稼動の事前差止の根拠となる  
環境的人格権は、危険への「不安・恐れ」をも包含する権利であることにも意義がある

辻村みよ子教授、森英樹教授、山内敏弘教授なども原発問題に関しノーエネルギー・ニューカスル権につながる主張をしている

46

### 海外の動向

- ・オーストリア憲法は、脱原発を明記

- ・ミクロネシア連邦、パラオ共和国も、憲法により原発を禁止

- ・ドイツも全原発の廃止方針を決定

- ・世界各国で原発に対する反対運動が加速している

47

### 大飯原発差止訴訟福井地裁判決

差止めの根拠を「人格権」という従来の伝統的な表現を用いて表現

↓

その実質において原子力発電所の稼働による「ノーエネルギー・ニューカスル権」の侵害を認めているといえる

48

## 大飯原発差止判決①

### 人格権がより高い価値を有すること

「人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値をばかに見出すことはできない。」

「被告は本件原発の稼動が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに關わる権利と電気代の高い低いの問題等と並べて論じるような議論に加わつたり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。」「本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」

40

## 大飯原発差止判決②

### 差止めが認められるべき根拠

「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利といふことができる。本件ではこの根源的な権利と原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている。…(中略)…原子力発電所の稼動は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。」

「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。…(中略)…かような自体を招く具体的な危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。」

60

## 大飯原発差止判決

原子力発電が人類の生存を脅かす具体的な危険性を有するものであることを認めた。



このような原子力という具体的な危険に対する「恐怖」を法的保護に値する憲法上の権利として認めた

61

## その他にも原告の憲法上の権利が侵害されている。



その他にも原告の  
憲法上の権利  
が侵害されている。

財産権(憲法29条)

平等権(憲法14条)

裁判を受ける権利(憲法32条)

62

## 財産権(憲法29条)

29条2項により、法律は、公共の福祉に適合する限りにおいて、財産権を制限することができる。

原賠法は、「財産権の制限」にあたるか?

被害者は東電から損害賠償を受けられる。。

しかし、原発メーカーの免責は、  
私法上の基本原則を修正するものであり、  
損害を受けた者の権利を剥奪している。

63

過失がある者が責任を負うこと(過失責任主義)は、  
私法の基本原則

過失責任主義の意義 ①被害者の保護

②過失ある者への懲罰

③不法行為の抑止

→ 過失責任主義を守らないと、モラルハザードにつながる。

しかも...

不法行為者が複数いる場合は、被害者は全部の行為者に請求できるのに、一部の行為者が免責されると、本来有している請求権を失うことになる。

i.e.請求できる相手が無資力なら?

64

(最高裁判例でも)民法の基本原則を修正する立法は憲法上の権利の制限にあたる。

・森林法違憲判決

→共有物分割請求権は、共有の「本質的属性」であり、これを否定することは、財産権の制限にあたる。

・郵便法違憲判決

→故意・重過失ある郵便業務従事者の責任を免除・制限する法律は国家賠償を認める憲法17条に反し無効

Cf. 船舶責任制限法判決→過失責任主義の枠内にある

55

原賠法の責任集中制度は「公共の福祉」に合致しているか?

・立法目的は正当か?

・目的を達成するための手段として、必要性と合理性があるか?

56

### 平等権(憲法14条)

原発事故の被害者は、原子炉に欠陥があっても、

製造物責任を追及することはできない。

→差別的取扱い

東電から損害賠償を受けられるから、差別されているとはいえない?

57

### 製造物責任法(PL法)の根拠と意義

#### 製造物責任の根拠

- ・危険責任=危険をコントロールできる者は、事故が発生した場合に責任を負うべき
- ・報償責任=製造物により大きな利益を得ている者は、製造物の欠陥に責任を負うべき
- ・信頼責任=製造物が安全だと消費者を信頼させた者は、信頼の裏切りに対し責任を負うべき

#### 製造物責任法の意義

- ・裁判規範=裁判によって責任の有無を定める
- ・社会規範=紛争が起きた場合のルールとなる
- ・行為規範=製品を市場に出すときには、安全を確保せよという「行為規範」を製造者に課す

被害者が製造物責任を追及することによる利益は、損害の賠償だけではない。

58

### 裁判を受ける権利(憲法32条)

「裁判を受ける権利」とは、「訴訟提起できる権利」ではない。  
→法律によって国民の権利が侵害された場合に、  
裁判所の判断を求める権利である。

原賠法が、原発メーカーを責任主体から除外することにより、  
実質的に「門前払い」されてしまうのであれば、  
事実として原発メーカーに責任があるかないか  
を裁判で争うことができない。

59

原賠法が仮に違憲無効でないとしても  
原発メーカーの責任を問う根拠がある。



#### ・代位請求

(東電の原発メーカーに対する損害賠償請求権を代位行使する)

#### ・権利の濫用

(原発メーカーが免責を主張するのは、  
権利の濫用にほかならない)

60

## 代位請求

原賠法によれば、東電は原発メーカーに責任追及できる。

- ①原発メーカーの故意により事故が起った場合(原賠法5条)
- ②東電自身が受けた損害の賠償を請求する場合(原賠法2条2項但書)

そこで、原告は、債権者代位権(民法423条1項)を行使する。

\* 債権者代位権とは

債務者が有する権利を、債権者が「代位」して行使すること  
本件では、債権者＝原発事故の被害者、債務者＝東電

61

## 債権者代位権の要件

- ・債権者に、保全しなければならない権利があること  
=原告には東電に対する損害賠償請求権がある。

- ・保全の必要性(債務者の無資力)  
=東電は無資力。

東電は倒産しないが、  
それは国民の税金が投入される仕組みになっているから。  
賠償見積額(2015.7.28現在)7兆753億8500万円。これに対して...  
東電の純資産(連結)8124億～2兆1021億円  
東電の純利益(H27.3月期 連結)4515億円 全然足りない！

- ・債務者の権利不行使

62

## 原賠法の要件

### ・原賠法5条

本件原発事故は原発メーカーが「故意」に起こしたものか？  
→ 「故意」とは、  
「自己の行為が他人の権利を侵害し、その他違法と評価される事実を生じるであろうということを認識しながら、あえてこれをする心理状態」

### ・原賠法2条2項但書

東電は本件原発事故により損害を受けているか？  
→ 巨額の賠償責任＋第一原発に関する資産は壊滅的な打撃。

63

## 権利の濫用(民法1条3項)

原賠法を根拠に、被告らは免責を主張している。

しかし、外見上は権利の行使であっても、「濫用」と評価される場合には、認められない、と、民法1条3項は定めている。

「濫用」とはどのような場合か？

→ 当事者の利益状況や、損害の規模といった客観的要素で判断

64

## 権利濫用該当性の根拠

- ① 本件原子炉等には、重大な欠陥があった。
- ② 被告ら原発メーカーには過失があった。
- ③ ①の欠陥または②の過失に起因して、  
大規模かつ深刻な被害が生じた。
- ④ 被告らは原子力事業によって、巨額の利益を得ている。
- ⑤ 被告らは故意により本件原発事故を起こしたと評価できる。

65